

出雲市とNPO法人出雲市空き家相談センターにおける空き家等対策に関する連携協定書

出雲市（以下「甲」という。）とNPO法人出雲市空き家相談センター（以下「乙」という。）は、出雲市内における空き家等に関する対策を「オール出雲」で推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内における空き家が生活環境や景観の悪化などにより、地域の活力や魅力の低下を招いていることから、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家等の発生予防、適正管理、利活用、流通などを効率的かつ総合的に推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 市の区域内（以下「市内」という。）に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建物及びその敷地をいう。
- (2) 空き家 前号の建築物等であって現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいう。
- (3) 空き家化懸念建築物 第1号に規定する建築物等であって、将来人が居住せず、又は使用しない状況になる懸念がある建築物等をいう。
- (4) 所有者等 市民及び建築物等の所有者又は管理者をいう。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携する。

- (1) 所有者等に対する空き家及び空き家化懸念建築物（以下「空き家等」という。）の啓発、発生予防に関すること。
- (2) 空き家等の適正管理に関すること。
- (3) 空き家等の利活用、流通の促進に関すること。
- (4) 空き家等の相談会、各種セミナーの開催に関すること。
- (5) 空き家バンクに関すること。
- (6) 所有者等不明の空き家等の問題解決に関すること。
- (7) 地域に密着した「地域活動拠点」の整備・活動支援に関すること。
- (8) 空き家等の活用に関する情報共有、情報発信に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要と認める事項に関すること。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく業務に携わる者は、当該業務で知りえた情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し入れがない場合、有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020)7月21日

甲 島根県出雲市今市町70番地

出雲市

出雲市長 長岡 秀人

乙 島根県出雲市今市町808番地3

NPO法人出雲市空き家相談センター

理事長 三吉 康善